

## 告 示

### 埼玉県告示第十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三二六番三、三四六番六
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
道路用地とするため